

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
A/R CDM	Afforestation and Reforestation Project Activities under the clean development mechanism	新規植林・再植林CDM	京都議定書第1約束期間において、土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF)分野で唯一認められたCDM活動で、略してA/R CDMと言う。新規植林・再植林CDMによって森林等に吸収された炭素は、火災や倒木その他の要因によって大気中に再放出されるという非永続性を有しており、この点が排出削減型CDMと大きく異なる点である。このため新規植林・再植林CDMでの吸収量に基づいて発行されるCER(tCERとiCERの2種類)の償却には補填義務が伴う。	○			
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位	京都議定書第3条で規定された附属書1国の排出の数値目標とその基準年排出量から算定されて各国に交付される排出枠の単位。	○			
AC	Adaptation Committee	適応委員会	適応に関するCOPの諮問組織。COP16のカンクン合意により設置が決定され、COP17におけるダーバン合意により機能や詳細設計が明確化された。2012年より活動を開始し、COP18のドーハ合意で承認された3か年作業計画に基づく作業を実施している。パリ協定採択に伴い、その適応関連事項の実施に向けた支援を行うこととなった。		○	○	
—	Adaptation Communication	適応報告書	パリ協定のもと、各国が気候変動への適応のために行う行動を記載し、UNFCCCへ提出する報告書。公的な登録簿に記録される。適応報告書の提出は義務規定ではなく、途上国に追加的な負担をかけないようにすること、適応報告書の報告内容・提出方法・提出頻度等については柔軟性が与えられていることに留意する必要がある。			○	
AF	Adaptation Fund	適応基金	COP7(2001年)のマラケッシュ合意において、京都議定書の下に設置された基金で、CDM事業から発生するクレジット(CER)の一部(2%)の収益(SOP:share of proceeds)を財源のひとつとし、途上国での適応事業を支援する。COP18において、AAUの国際移転(初回移転時のみ)の2%、共同実施(JI)によるクレジット(ERU)の2%も財源となることが決定した。第1回パリ協定締約国会合では、適応基金はパリ協定に帰属(serve)し、パリ協定6条4項の市場メカニズム及び任意拠出が引き続き財源となることが決定された。任意拠出の主なドナーは欧州地域であり、COP25期間中、ドイツ政府が適応基金に3,000万ユーロ拠出を表明した。理事会構成など、京都議定書からパリ協定に沿った構造に移行していくための議論がなされている。	○		○	
ADP	Ad hoc Working Group on Durban Platform for Enhanced Action	強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム作業部会	COP17(2011年)で採択されたダーバン合意により設立された交渉プロセス。ワークストリーム1では、2020年から実施され、全ての締約国に適用される議定書、法的文書あるいは法的効力を有する合意成果を2015年までに採択することを目的とし、ワークストリーム2では、各国の緩和約束と長期(2°C)目標とのギャップを埋めるために、2020年以前の緩和野心の引き上げについて作業を検討することを目的とする。COP21のパリ協定採択によって作業を終了。			○	
AFOLU	Agriculture, Forestry and Other Land Use	農業、森林及びその他の土地利用	温室効果ガスインベントリを作成するにあたって、温室効果ガスの排出・吸収量の算定を行う分野の一つであり、2006年IPCCガイドラインにより定められた。それまで農業分野と土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)分野は別々に分けて算定されていたところ、全ての土地利用を網羅し包括的な算定を実現するため、2006年IPCCガイドラインにおいて2分野が統合された。附属書1国は、2015年提出以降(いわゆる京都議定書の第二約束期間)の温室効果ガスインベントリ作成において、2006年IPCCガイドラインの使用が義務づけられている。また、パリ協定の透明性枠組みの下、全ての締約国は、2006年IPCCガイドラインの使用が義務づけられている。				○
AGF	High-level Advisory Group on Climate Change Financing	気候変動資金に関するハイレベル資金諮問グループ	2010年2月に国連事務総長の下に設置された諮問グループ。気候変動に対する財源調達手法(炭素税・排出枠オークション・金融取引税等の公的資金、炭素市場ファイナンス、開発銀行の資金動員、民間資金)が検討され、COP16にて報告書を提出。COP16のカンクン合意では、途上国のニーズや資金源のオプションについて議論している同報告書を含めた文献に留意するとされた。		○		

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
AILAC	Association of Independent Latin American and Caribbean states	独立中南米カリビアン諸国連合	2012年12月に結成された、新たな交渉グループ。2015年までに法的拘束力のある将来枠組みの締結を目指し、先進国の主導的な役割を求める共に、これまでの先進国・途上国の二分法にとられず、能力に応じた途上国の役割も主張する。チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、パナマ、パラグアイ、ペルーの7か国が参加。				○
ALBA	Bolivarian Alliance for the Peoples of Our America	米州ポリバル同盟	2004年に設立された、社会主義・社会民主主義を掲げるラテンアメリカ諸国による地域経済統合を目指す多国間組織。反米・反資本主義的な立場をとっており、気候変動交渉では、正義、衡平性、母なる地球の権利、反市場メカニズムなどを主張している。ボリビア、キューバ、エクアドル、ニカラグア、ドミニカ、セントビンセント・グレナディーン、ベネズエラ等、11か国が参加。				○
AM	Access Modality	アクセスモダリティ	基金財源への申請手続き、プロセスのこと。世界銀行等の多国間実施機関を通じた従来型の間接アクセスと、途上国自身の認証された国内実施機関による直接アクセスとがある。適応基金、緑の気候基金(GCF)、地球環境ファシリティー(GEF)において、直接アクセスが導入されている。				○
AOSIS	Alliance of Small Island States	小島嶼国連合	気候変動の悪影響に対して脆弱な、島嶼や沿岸低地を有する小規模な国々からなる交渉グループ。44の参加国・オブザーバーから構成される。				○
APA	Ad hoc Working Group on Paris Agreement	パリ協定に関する特別作業部会	パリ協定の発効および第一回パリ協定締約国会議(CMA1)に向けた準備を行う。2016年5月のSB会合と同時に開始し、定期的なCOPに報告する。CMA1までに作業完了予定であったが、パリ協定の早期発効に伴い、2016年11月にCMA1が開催されたため、2018年末まで作業を継続し、計7回会合を開催した。			○	
A6.4ER	Article 6, paragraph 4, emission reduction	6.4項の排出削減クレジット	パリ協定6条4項から発行されるクレジットのことを指す。6条4項の最終合意案では、IPCC方法論及びCMA決定に基づいたCO2換算、またはCMAで決定されるCO2以外の単位で換算されることになっているが、今後の交渉によって変更の可能性がある。			○	
AWG-KP	Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol	附属書1国のさらなる約束に関する特別作業部会	京都議定書第3条9項に基づき、第2約束期間における先進国の削減目標について検討をする特別作業部会。2005年(CMP1)に交渉を開始。交渉議題には、京都議定書附属書B(先進国)の排出の数値目標の改訂や京都メカニズム、森林・吸収源の見直しなどを含む。当初、2009年のコペンハーゲン(COP15)での合意を目標としていたが、延長されて2012年のドーハ会合(CMP8)にて数値目標の改訂を含む第2約束期間の設定(2013年~2020年)及び京都メカニズムのルール等を含む決定を得てその作業部会を閉じた。	○			
AWG-LCA	Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention	長期的協力行動に関する特別作業部会	気候変動枠組条約の下で、米国や途上国を含むすべての締約国が参加をする長期的協力行動について検討を行う特別作業部会。2007年(COP13)のパリ行動計画にて設立。長期協力行動に関する共有ビジョン(長期目標を含む)、排出削減策、適応策、資金供与、技術開発・移転について検討。当初、2009年のコペンハーゲン(COP15)での合意を目標としていたが、延長されて2012年のドーハ会合(COP18)にて作業部会を終了した。		○		
BA	Biennial Assessment	隔年評価	COP決定により、SCF(資金に関する常設委員会)が行っている全体的な気候資金フローの隔年評価。直近の報告書は、COP24でのSFCに関する決定にAnnexされた2018年BA報告書(Bennial Assessment and Overview of Climate Finance Flows)。				

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
BAP	Bali Action Plan	パリ行動計画	2007年にインドネシア・バリで開催されたCOP13において採択されたCOP決定。将来枠組み構築へ向けた交渉プロセス「長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)」を開始した。検討対象としては、長期協力行動に関する共有ビジョン(長期目標を含む)、先進国と途上国の排出削減約束・行動、適応、技術、資金が含まれる。測定・報告・検証(MRV)、途上国における適切な削減行動(NAMAs)、途上国における森林減少からの排出削減(REDD)などの概念が初めて導入された。		○		
BASIC	Brazil, South Africa, India and China	BASIC諸国	2009年11月に、中国、インド、南アフリカ、ブラジルの大排出途上国により結成された交渉グループ。2014年8月までに18回の閣僚級会合を開いており、気候変動交渉に関連する議題の議論を行っている。				○
BR	Biennial Report	隔年報告書	先進国の緩和目標・途上国支援に対する測定・報告・検証(MRV)制度の一部(報告部分)。カンクン合意により先進国は、緩和目標の達成状況と支援の実施状況についての情報を2年ごとに報告することとなった。ダーバン合意によりガイドラインが策定され、ドーハ合意で共通報告様式が合意された。ワルシャワ合意にて、審査ガイドラインが策定されて、国際的な評価・審査(IAR)が2014年に開始された。COP24で採択された「パリ協定実施指針」により、パリ協定の下では、隔年透明性報告書(BTR)の報告が決定されたため、隔年報告書(BR)については、2022年12月31日までに提出されるものを最終とすることが合意された。		○		
BTR	Biennial transparency report	隔年透明性報告書	パリ協定の透明性枠組みの下、すべての締約国が透明性枠組みの手続き規則に従い提出する報告書のこと。国情及び実施体制、国家温室効果ガスインベントリ報告書、第4条の国別削減目標(NDC)の実施・達成の進捗状況に関する情報、第7条の気候変動影響及びインパクト、第9-11条の提供・運用された資金的、技術移転、能力構築に関する支援、第9-11条の必要とされ受け取った資金的、技術移転、能力構築に関する支援に関する情報を含む。第1回BTRは、2024年12月31日までに提出することが求められる。			○	
BUR	Biennial update report	隔年更新報告書	途上国の緩和行動に対する測定・報告・検証(MRV)制度の一部(報告部分)。途上国は、国別GHG排出目録、緩和行動、必要とされる支援、受け取った支援に関する更新情報を2年毎に報告することとなっている。コペンハーゲン合意では国別報告書を通じて2年毎に報告することになっていたが、カンクン合意によりBURが2年ごと、国別報告書は4年ごととなった(後発発展途国、小島嶼国の提出は自由裁量)。ダーバン合意によりガイドラインが策定され、COP19にて技術専門家チームの構成・手続きに合意。2015年から国際的協議・分析が開始されている。COP24で採択された「パリ協定実施指針」により、パリ協定の下では、隔年透明性報告書(BTR)の報告が決定されたため、隔年更新報告書(BUR)については、2024年12月31日までに提出されるものを最終とすることが合意された。		○		
CAF	Cancun Adaptation Framework	カンクン適応枠組み	COP16におけるカンクン合意より設置された。更なる適応行動を促すための枠組みとして位置付けられる。適応委員会の設立、国別適応計画(NAPs)策定プロセスの開始、損失と被害に係る作業計画の設立を含む。		○		
—	Cancun Agreement	カンクン合意	2010年にメキシコ・カンクンで開催されたCOP16・CMP6において採択された決定事項。コペンハーゲン合意の具体化が進んだ。適応委員会の設立を含むカンクン適応枠組みの設立、先進国が誓約する数値目標の前提や達成方法についての検証作業、途上国が誓約する排出削減・抑制行動の内容や必要な支援についての検証作業、MRVプロセスの具体化、REDD+、新たな市場メカニズムの検討、緑の気候基金の設立、及び技術執行委員会と気候技術センター・ネットワークから成る技術メカニズムの設立などが盛りこまれた。		○		
—	Carbon Pricing	炭素価格付け	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に対してコスト負担させること。具体的な政策措置として炭素税や排出量取引制度等がある。				○

COP用語集(COP25後版)

(編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
Cartagena Dialogue	Cartagena Dialogue for Progressive Action	カルタヘナ対話	COP15後に、EU、AOSIS、LDCs、中南米諸国の一部を中心に結成された「対話」。現在、EU以外の先進国も含む42か国が参加し、野心的かつ包括的、法的拘束力のある枠組み構築に向けた意見交換を行っている。				○
CBDR (CBDR&RC)	Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities	共通だが差異ある責任及び各国の能力	気候変動枠組条約の第3条原則に書かれているもので、すべての国は人類の活動によってもたらされた気候変動問題に対して「共通の」責任を持っているが、気候変動の主な原因をもたらした先進国とそうではない途上国では責任に「差」があり、先進国はその責任を認識し率先的に対応することが求められるという概念。また、同時に、各国はそれぞれの問題対処能力に応じた対応も求められる。				○
CBIT	Capacity-building Initiative for Transparency	透明性の能力開発イニシアティブ	パリ協定の下で、各国の排出削減目標に向けた進捗を明らかにするために設立された“強化された”透明性の枠組み(協定13条)を途上国が実施するにあたって、必要な能力向上をするためのイニシアティブ。その目的は、1)途上国が国の優先事項と連動させて、透明性に関する活動を実施するための国家組織の強化、2)パリ協定13条の強化された透明性枠組みを実施するためのツール、トレーニング、支援の提供、3)継続的に透明性を向上させる支援を実施することである。COP21決定によって立ち上げられ、地球環境ファシリティ(GEF)がその運用を担う。			○	
CCAC	Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short Lived Climate Pollutants	短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション	短寿命気候汚染物質(SLCPs)の削減に取り組むための自主参加に基づく国際的な官民パートナーシップとして2012年2月に米国および国連環境計画(UNEP)等により設立。日本は同年4月に参加国として登録。科学アドバイザーパネルによる最新の科学的知見に基づき、主要排出源であるディーゼル排ガス、都市廃棄物、旧式煉瓦窯、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、石油ガス製造、家庭用調理コンロからの削減対策、および分野横断的活動として資金調達、国別削減行動計画の策定支援(SNAP)、各地域の影響評価のそれぞれについてのイニシアティブを実施している。				○
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム	UNFCCCの非附属書I国(主に開発途上国)において実施され、かつ持続可能な開発に資する排出削減事業または吸収事業であり、その事業によって実現された排出削減量・吸収量を事後的に算定・検証して得られるCERと称する京都ユニットを京都議定書第3条による排出数値目標を持つUNFCCC附属書I国(先進国)の目標達成に活用することができる仕組みのこと。JI、国際排出量取引と共にまとめて京都メカニズムと呼ばれる。	○			
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量	CDMプロジェクトによって実現した排出削減量・吸収量を事後的に算定・検証して、CDM理事会によって発行される京都ユニットの一つ。CDMクレジットとも呼ばれる。	○			
CIF	Climate Investment Funds	気候投資基金	2008年に世界銀行によって設立された基金。途上国の低炭素発展への移行を支援するクリーンテクノロジー基金、及び途上国における適応支援を目的とする戦略的気候基金から構成される。条約の下での資金メカニズムが構築されるまでの暫定的措置として位置づけられている。				○
CMA	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement	パリ協定締約国会合	パリ協定の最高意思決定機関であり、実施細則やガイダンスに関する採択を行う締約国の会合。補助機関会合から付託された議題についても採択を行う。パリ協定が2016年11月に発効したことを受けて、同年より開催。APAによる準備作業が継続していたことから、2018年12月まで第一回会合を継続(CMA第1回第3部まで)開催した。			○	

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
CMP (COP/MOP)	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書締約国会合	京都議定書の最高意思決定機関であり、実施細則を決める締約国の会合。クリーン開発メカニズム、共同実施等いわゆる「京都メカニズム」、適応基金、能力構築、排出量目録作成等についての勧告を行う。その他、補助機会会合から付託された議題について採択を行う。	○			
COP	Conference of the Parties (to the UNFCCC)	(国連気候変動枠組条約)締約国会議	国連気候変動枠組条約の締約国会議で最高意思決定機関。補助機会会合、特別作業部会、その他、条約の下における議題や実施状況の検討などが行なわれる。				○
CA	Copenhagen Accord	コペンハーゲン合意	2009年にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたCOP15にて多くの締約国の賛同を得つつも、全会一致での採択には至らず、合意を「留意する(take note)」とされた文書。気温上昇を2°C以下にとどめるべきであるとの科学的見解を認識しつつ、世界全体で大幅な削減が必要であること、排出量の頭打ち(ピーク)を可能な限り早期に実現すること、先進国は削減の数値目標を事務局に提出。途上国についても、緩和行動を事務局に提出し、いずれもMRVの対象になるとした。その他、資金支援として「緑の気候基金」、技術移転の促進策として「技術メカニズム」の設立などが盛りこまれた。				○
CORSIA	Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation	国際民間航空のためのカーボンオフセット及び削減スキーム	2010年のICAO総会で決議された国際民間航空分野のCO2排出量のグローバル目標(2050年まで燃費効率を年2%改善及び2020年以降は排出を増加させない)を達成するため、第39回ICAO総会(2016年9月)で実施することが決まった2020年以降の国際航空分野における排出削減のための制度のこと。制度は3段階(2021年~2023年、2024年~2026年、2027年~2035年)あり、前の2段階(Pilot Phase、Phase 1)においては、自発的に参加する国を対象とするが、3段階目(Phase 2)ではRTK(有償トンキロ)ベースで上位90%までの国を対象とする予定。個別の航空会社が排出削減に取り組み、それでも目標を達成できない場合にはクレジットの活用が可能となっている(ただし活用可能なクレジットの種類は未定)。				○
CPR	Commitment Period Reserve	約束期間リザーブ	UNFCCC附属書I国(先進国)が国際排出量取引を通じて保有する京都ユニット(AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU)を他国へ過剰に移転した結果、自らの数値目標が不遵守になってしまう事態をあらかじめ回避するため、附属書I国各国の国別登録簿が常に保持しなければならない京都ユニットの量のこと。	○			
CTCN	Climate Technology Centre and Network	気候技術センター及びネットワーク	2010年にメキシコ・カンクンで開催されたCOP16において設置が決定された技術メカニズムを構成する機関。気候技術センターは途上国からの要望を受けつける機能を担い、ネットワークがその実行推進役を担う。ダーバン合意(2011年)で具体的な内容が決まり、気候技術センターの活動期間は2026年までとなり、活動延長は2026年にレビューを行い判断することとなった。2013年初頭にUNEPがCTCNをホストすることが決まり、11の機関から成るUNEPコンソーシアムが設置された。		○	○	
CTF	Common time frame for NDCs	NDC(自らが定める貢献)の共通時間枠	2031年以降に実施するNDCから適用されることになるNDCの共通時間枠。COP24での設定は見送られ、検討が続けられる。5年間、10年間、5年間又は10年間の三つが候補となっている。			○	
DNA	Designated National Authority	指定国家機関	CDMに参加する京都議定書締約国の各国政府が指定するCDMを所管する担当組織。CDMプロジェクトは関係国から承認を必要とするが、その承認レター(Letter of Approval)を発出する機能を持つ。	○			

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織	CDM理事会による認定を受け、CMPから指定される国内法人又は国際機関であり、提案されたプロジェクトの有効化審査、登録申請、CDMプロジェクトによる排出削減量の検証、CER発行申請等を実施する。	○			
EB	(CDM) Executive Board	(CDM)理事会	CMPの下でその勧告に従ってCDMを監督する理事会組織であり、京都議定書締約国から選出される10名(5地域代表の5名、附属書I国2名、非附属書I国2名、小島嶼国1名)の理事によって構成される。	○			
EIG	Environmental Integrity Group	環境十全性グループ	スイス、韓国、メキシコ、リヒテンシュタイン、モナコから構成される、2000年9月に結成された交渉グループ。いずれの国も、EUやUGには所属していない。				○
—	Equity (Global Stocktake)	(グローバルストックテイクにおける)衡平性	グローバルストックテイクは「衡平性に照らして」実施されることがパリ協定第14条に規定されているが、この「衡平性」そのものについて合意された一つの定義は無く、文言の解釈および、その実施手法についての考え方は各国によって異なる。温暖化に対する歴史的責任やすべてのステークホルダーの公平な参加や指すことが多い。			○	
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位	JI(共同実施)によって実現した排出削減量・吸収量を算定・検証して、それに基づいて発行される京都ユニットの一つ。AAUから転換されて発行される。	○			
—	Flexibility	柔軟性	パリ協定の透明性枠組み手続き規則において、一部の要求事項について、能力が限定的な途上国に対して要求内容を緩和する仕組み。柔軟性を適用するかどうかは途上国自身が決定する。また、柔軟性を適用した国は、どの要求事項に対して柔軟性を適用し、必要な能力がどのように限定的であるか、更には改善に向けたタイムラインを説明することが求められている。			○	
FMCP	Facilitative, multilateral consideration of progress	進捗の促進的で多国間の検討	パリ協定の透明性枠組みの下、各国が提出する情報を基に、第9条の各国の努力及び各国のNDCの実施・達成状況について実施されるプロセスのこと。書面による質疑応答フェーズとワーキング・グループセッションの2段階から成る。技術的専門家審査報告書が作成され次第、実施される。			○	
FSF	Fast-start financing	短期資金	2010年から2012年の3年間に、先進国全体で300億米ドル(約2.4兆円)の支援拠出を行うもの。コペンハーゲン合意・カンクン合意に盛り込まれた。この3年間で、先進国全体で350億米ドルの支援を実施した。		○		
FVA	Framework for various approaches	様々なアプローチの枠組み	市場メカズムに関するSBSTA議題の1つ。COP18におけるドーハ合意において、環境十全性の確保や二重計上の防止等実施に向けた技術的事項について補助機関会合で検討をする作業計画が決められた。パリ協定採択後は議論は行われていないが、議題は閉じられていない(2020年6月のSBSTA52で取り上げる予定)。		○		
G77 and China	Group of 77 and China	G77及び中国	国連における発展途上国の交渉グループ。1964年に設立され、現在134カ国が参加している。				○

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
GCA	Global Climate Action	グローバル気候行動	パリ協定を実施し気候行動を進めるため、自治体や企業、NGOなど非国家主体の活動と政府の連携促進を目的に、ハイレベル気候チャンピオンが、COP22にてグローバル気候行動(GCA)マラケシュパートナーシップの設置を宣言。2018年9月にはカリフォルニア州知事主催のGCAサミットが開催された。			○	
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金	COP16(2010年)で設立が決定された基金で、条約の資金メカニズムの運営委託機関の一つ(事務局は韓国・仁川)で、2015年から支援を開始している。官・民を含む気候資金全体を動員しつつ、適応策と緩和策へ50対50の資金配分を目指す。2020年に官民合わせて1,000億ドル/年を動員することを目指す長期ファイナンスの主なチャンネルとされる。COP25(2019年)決定では、累計105の途上国への124のプロジェクトをGCF理事会が承認し、支援額は56億米ドルに達し、また、第一次増資では、28か国から96.6億米ドルのプレッジがあったことを歓迎した。一方で、GCFの特権免除(P&I)についての法的課題も指摘された。		○	○	
GEF	Global Environment Facility	地球環境ファンリテイ	気候変動枠組条約の資金メカニズムの運営を委任されている政府間基金で、後発開発途上国基金(LDCF)および特別気候変動基金(SCCF)の運営管理をしている。気候変動以外にも、生物多様性、国際水域、オゾン層破壊、土地劣化及び残留性有機汚染物質(POPs)が重点分野として位置づけられている。4年毎に増資交渉が行われ、2018年に第7次増資(2018-2022)が決定された。日本はトップドナー。現CEOは石井菜穂子氏(元財務省副財務官)。				○
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体の総称。京都議定書では二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)、HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 、PF <sub>3</sub> の7種類が指定されている。				○
GST	Global Stocktake	グローバル・ストックテイク	2023年より5年毎に、パリ協定の実施およびパリ協定の目的および長期気温目標の達成に向けた世界全体の進捗を検証・評価する仕組み。情報収集、技術的対話、ハイレベル対話の3つのステップで実施。検証対象は緩和、適応、資金フロー及び、支援を含む実施手段(パリ協定第2条1項a-cに沿って、第14条に規定されたテーマが対象)。また、これに加えて、対応措置やロス&ダメージも必要に応じて検証対象に含めることがルールブックに規定された。第一回は2021年より情報収集、2022年より技術的対話を開始予定。			○	
HFCs	Hydrofluorocarbons	ハイドロフルオロカーボン	CFC、HCFC等オゾン破壊物質の代替物質及びその副生物であり、自然界には存在しない人工物質。このため多くの亜種が開発されており総称して代替フロンと呼ばれる。その多くは地球温暖化係数(GWP)がCO <sub>2</sub> の数百~約1万倍と強力な温室効果を持つ。				○
—	High Ambition Coalition	高い野心連合	EU、小島嶼国、一部の中南米諸国がリードして始まった先進国と途上国の非公式グループ。COP21期間中に米国やブラジル、日本などが参加を表明した。パリにおけるより野心的な合意に向けた100カ国以上の大連合。2018年のCOP24会期後半にはEU、カナダ、小島嶼国などの26カ国・グループの代表や関係者が野心的なルールブックへの合意を求めた。			○	
IAR	International Assessment and Review	国際的な評価とレビュー	先進国に対する測定・報告・検証(MRV)制度の一部。先進国の削減目標の比較可能性を促進すると共に、支援行動の透明性を高めることで信頼性を構築することが目的。パリ行動計画(2007年)、コペンハーゲン合意(2009年)には含まれていなかったが、カンクン合意(2010年)において導入され、ダーバン合意(2011年)で報告フォーマットが策定され、ワルシャワ合意(2013年)にて専門家審査チームによる審査ガイドラインが策定され、2014年から実施されている。COP24で採択された「パリ協定実施指針」により、隔年透明性報告書(BTR)に対する技術的専門家審査(TER)に代替される。		○		

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
ICA	International Consultation and Analysis	国際的な協議と分析	途上国に対する測定・報告・検証(MRV)制度の一部。途上国が条約事務局に提出する隔年更新報告書(BUR)が対象とされ、専門家による分析や促進的な意見交換を通じて、途上国の緩和行動の透明性を高めることが目的とされる。パリ行動計画(2007年)には含まれていなかったが、コペンハーゲン合意(2009年)にて明記され、カンクン合意(2010年)以降具体化が進み、ダーバン合意(2011年)でガイドラインが策定、ワルシャワ合意(2013年)にて技術専門家チームの構成・手続きが合意され、2014年12月のBUR提出を踏まえて、2015年から実施されている。カトウィチエ合意(2018年)により、隔年透明性報告書(BTR)に対する技術的専門家審査(TER)に代替される。		○		
ICAO	International Civil Aviation Organization	国際民間航空機関	1944年の国際民間航空条約(シカゴ条約)に基づき発足した国連の専門機関。国際航空部門からのGHG排出は、国境を越え、または公海上での活動により排出されるなどの特殊性があり、各国の排出量としては計上されておらず、京都議定書では国際航空からのGHG排出削減についてICAOを通じて行うこととされた。2020年から国際的な市場メカニズムを活用して当該分野からの排出量を増大させない制度(CORSIA)を実施する。				○
ICTU	Information to facilitate clarity, transparency and understanding of NDCs	NDC(自らが定める貢献)の明確性、透明性及び理解促進のための情報	COP24で採択された「パリ協定実施指針」により、先進国及び途上国は共に、各国が定める貢献(NDC)の明確性、透明性及び理解を促進に必要となる情報として、参照値(基準年等)などの定量化可能な情報、時間枠/実施期間、対象範囲、策定プロセス、人為的温室効果ガスの排出量あるいは除去の算定・計上をするための前提や手法、各NDCが公平で野心的であるかの説明、各NDCがどのようにパリ協定の目的に貢献するかの説明に関する情報を、二回目以降のNDC提出の際に提供することが義務付けられた。なお、2020年までに提出・更新される最初のNDC更新の際にもこの指針に基づく情報提供が強く要請されている。			○	
IET	International Emission Trading	国際排出量取引	CDM、JI(共同実施)と共に京都メカニズムと呼ばれる仕組みの一つ。京都議定書第3条に排出数値目標を持つUNFCCC附属書I国は、他の附属書I国との間で、京都議定書17条に基づいて保有する京都ユニットの取得・移転を行うことができる。2012年のドーハ合意により第2約束期間に参加をしない国は、調整期間終了日(2015年11月18日)後は国際排出量取引による京都メカニズムのクレジットを国際的に移転・獲得することは出来ないことが決まった。	○			
IMO	International Maritime Organization	国際海事機関	1958年に設立された国連の専門機関。国際海運部門からのGHG排出は、国境を越え、または公海上での活動により排出されるなどの特殊性があり、各国の排出量としては計上されておらず、京都議定書でも国際海運からのGHG排出削減については、IMOを通じて行うこととされた。IMOは、GHG削減対策として、新造船に対する規制を2013年から導入している。また、2019年から国際航海に従事するすべての大型船舶(総トン数5,000トン以上)を対象とした燃料消費報告制度を導入することに2016年10月に合意した。				○
INDC	Intended Nationally Determined Contribution	貢献草案、約束草案	2015年合意に先立って各国が申し出る、枠組条約の目的達成に向けた貢献。COP19で、各国はCOP21に十分先立って、準備のできる国は2015年3月までに提出することとなった。2016年11月末時点で163のINDCsが提出された。			○	
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change	気候変動に関する政府間パネル	人為起源による気候変化、影響、適応策及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。				○



COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
ITL	International Transaction Log	国際取引ログ	UNFCCC事務局が運営するITシステムであり、京都議定書の下で各国の国別登録簿システムやCDM登録簿が行う京都ユニットの発行、移転、取得、償却、取消、補填、繰り越し等の諸機能を統括的に管理する機能を持つ。	○			
ITMOs	Internationally Transferred Mitigation Outcomes	国際的に移転された緩和結果	パリ協定第6条2項に規定されており、ある国での緩和成果を国際移転して他国のNDC達成のために活用可能とするもの。市場メカニズムにより移転・獲得が行われる対象。国際リンクした排出量取引制度における排出枠、JCMのようなクレジット制度におけるクレジットが該当する。			○	
JCG	Joint contact group	合同コンタクトグループ(グローバルストックテイク関連)	科学的・技術的助言を与えるSBSTAと実施に関するSBIの両補助機関に関連する議題を議論する場として合同で設置。2013-2015年レビュー実施時には、新組織を設置せずに技術的な検討を行うため、専門家と締約国との対話(SED)を開催し、SEDへのガイダンスを与えるべくJCGを設置した。同経験を基に、グローバルストックテイクを実施する際にも、締約国が課題を議論し、方針を示すために設置することを決定。UNFCCCの通常会期中に開催される通常のコンタクトグループ会合同様、締約国間の交渉の場であり、SBの結論やCMA決定案の作成も行える。			○	
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度	日本のイニシアチブにより実施されている取り組みで、途上国において優れた低炭素技術を活用し、温室効果ガスを削減し、日本の貢献に応じてJCMクレジットの獲得を行うもの。獲得したクレジットは日本の温室効果ガスの排出削減目標の達成に活用する。現在のパートナー国はアジア太平洋、南米、アフリカ等の17カ国となっている。		○	○	
JI	Joint Implementation	共同実施	CDM、国際排出量取引と共に京都メカニズムと呼ばれる仕組みの一つ。京都議定書第3条に排出数値目標を持つUNFCCC附属書I国が自国内において他の附属書I国と共同で実施した排出削減事業及び吸収事業によって実現された排出削減量及び吸収量を算定・検証して、それに基づいてERUという京都ユニットが発行される。発行されたERUは京都議定書第3条に排出数値目標を持つUNFCCC附属書I国の目標達成に活用することができる。2012年のドーハ合意により第2約束期間に参加をしない国は、調整期間終了日(2015年11月18日)後はJIからのクレジットを国際的に移転・獲得することは出来ないことが決まった。	○			
JISC	Joint Implementation Supervisory Committee	JI監督委員会(6条監督委員会)	CMPの下でその勧告に従ってJIを監督する委員会組織。独立組織の認定、JIプロジェクト設計書の様式の策定・改定、各種ガイダンスの策定を行う。CDMにおけるCDM理事会に相当する組織。	○			
L. docs	L documents	L文書	COPやCMA、補助機関による採択前の決定文書案、結論文書案、報告書案など。通常国連6言語に翻訳される。				○
LDC Fund	Least Developed Country Fund	後発開発途上国基金	COP7(2001年)のマラケッシュ合意において、条約の下に設置された基金。気候変動の悪影響に対し脆弱な後発開発途上国(LDCs)に対し、これらの国々の国別適応行動計画(NAPA)を含む気候変動対策の策定作業を支援することを目的とする。これまでの資金規模は13億米ドル程度で、欧州諸国および米国が主要ドナー。				○

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
LEDS	Low Emission Development Strategies or Plans	低排出戦略・計画	パリ行動計画(2007年)には含まれていなかったが、コペンハーゲン合意以降、排出削減・抑制行動に関する項目で言及されている。カンクン合意(2010年)では、先進国はLEDSを策定することが要請され、途上国はその策定が奨励されている。		○		
LEGs	Least Developing Countries Expert Group	後発開発途上国専門家グループ	後発開発途上国(LDCs)の活動・支援に特化した専門家グループ。元々はCOP7マラケシュ合意より、LDCsのNAPA策定・実施支援を行うマンデートを付与されていた。COP16カンクン会合にてLEGsのTORのレビューが行われ、LEGsのマンデートが5ヶ年(2011-2015)延長された。現在はNAPAsの実施に加えて、NAPsプロセスへの技術的ガイダンスを含むLDCs作業プログラムの実施を担う。2012年12月にNAPsプロセスへの技術ガイダンスを作成。				○
LMDCs	Like Minded Developing Countries	同志途上国グループ	2012年に設立された、衡平性や共通だが差異ある責任、先進国の歴史的責任を重視する交渉グループ。2012年10月の北京での会合では、ボリビア、中国、エクアドル、エジプト、インド、マレーシア、ニカラグア、パキスタン、サウジアラビア、ベネズエラ等が参加しているが、緩い形の交渉グループであり、参加国は変動する。				○
Loss and damage (L&D)	Loss and damage associated with the adverse effects of climate change, including impacts related to extreme weather events and slow onset events	損失と被害	異常気象と遅発性の事象(海面上昇など)を含む気候変動の影響により引き起こされる永続的な喪失と復元可能な損害。カンクン適応枠組み(CAF)で作業計画の策定が合意され、COP19(2013年)で、損失と被害に係るワルシャワ国際メカニズム(WIM)の設立が決定した。COP20にて、WIMの下で実施するワークプログラム(2年)の内容や執行委員会の委員構成及び手続きについて合意がなされた。パリ協定第8条において、気候変動の悪影響に適応しきれずに発生してしまう「損失と被害」が独立した条項として盛り込まれた。				○
LPAA	Lima Paris Action Agenda	リマ・パリ行動アジェンダ	非国家主体(市民社会、民間企業、金融機関、都市自治体等)の役割の重要性がUNFCCCの下で認識され、非国家主体による気候変動の緩和と適応行動を促進することを目的としてCOP20(2014年)にて合意され、非国家主体気候行動プラットフォーム(NAZCA)を通じて行動が登録される。				○
LTF	Long-term climate finance	長期気候資金	2020年までに先進国全体で年間1,000億米ドルを、官民を含む多様な財源から動員する目標。コペンハーゲン合意(2009年)に盛り込まれ、カンクン合意(2011年)以降のCOPにおいても確認されている。COP21(2015年)では、年間1,000億ドルの動員目標を2020年以降2025年まで継続することなどが盛り込まれた。COP24(2018年)では、2020年11月の第3回パリ協定締約国会合から、年間1,000億ドルを下限とする新しい目標の設置の議論を開始することを決定した。		○		
LTGG	Long-term temperature goal	長期目標	2013-2015年長期目標のレビューでの検討を経て、2015年のCOP21にて、「産業革命以前と比べ、世界の平均気温の上昇を2°Cより十分低く、1.5°Cに向けて努力する」ことを長期気温目標とすることに合意した。パリ協定には、初めて同長期目標が、「長期気温目標」として2条1項(a)に含まれたほか、今世紀後半には、人為的な排出量と吸収のバランスをとることも決定した。			○	
LULUCF	Land Use, Land-Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業(吸収源活動)	1990年以降の新規植林、再植林、森林減少、森林管理、農地管理、放牧地管理、植生回復等の吸収源活動のことを指し、京都議定書ではこれらの吸収源による吸収量または排出量を附属書1国の排出削減目標達成のために計上することを規定している。	○			

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
MDBs	Multilateral Development Banks	国際開発金融機関	アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(ADB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)、米州開発銀行(IDB)、世界銀行(World Bank)など、途上国の開発を支援する国際的な金融機関の総称。パリ協定の9条においては、MDBs経由の資金の流れについても情報を把握すべく議論が行われている。				○
MICA Fund	Marrakech Investment Committee for Adaptation Fund	適応のためのマラケシュ投資委員会基金	Lightsmith Group (米国)、BeyA Capital (アフリカ)、地球環境ファシリティ(GEF)、モロッコ政府等との官民パートナーシップによる、適応プロジェクトに向けたブレンドファイナンス(blended finance)を行う基金。5億ドル規模。COP22で開催されたグローバルな気候金融行動サミットの成果のひとつ。				○
MRV	Measurement, Reporting and Verification	測定・報告・検証	温室効果ガスの排出削減など緩和行動や先進国の途上国支援行動に対して、その内容の透明性を高める目的として、パリ行動計画(2007年)に導入された概念。国際的なMRV体制として、先進国に対する国際的な評価とレビュー(IAR)や途上国に対する国際的な協議と分析(ICA)の制度がある。		○		
NAMAs	Nationally Appropriate Mitigation Actions	国内における適切な緩和行動	パリ行動計画(2007年)に明記され、交渉開始以来、初めて途上国が自らの排出削減・抑制について言及したことで注目を浴びた。パリ行動計画では、NAMAsは先進国からの資金や技術支援を受けたものであること、さらには、途上国の行動および先進国の支援がMRV可能な形でなされることが合意された。その後、途上国の国内資源により実施するNAMAsと国際支援を受けたNAMAsという区別がなされている。また、カンクン合意(2010年)により、途上国は、2020年の排出量がBAU(成り行きベース)から乖離することを目指し、NAMAsを実施することとなっている。		○		
NAPAs	National Adaptation Plan of Actions	国別適応行動計画	後発開発途上国(LDCs)が直面する直近の適応ニーズに対する方策(行動)の優先付けおよび実施の機会を提供するプロセス。COP7決定(2001年)に含まれた。マラケシュ合意によりNAPAsの策定はLDCFを通じて行われ、2017年12月現在、51か国がNAPAsを策定済み。				○
NAPs	National Adaptation Plans	国別適応計画	途上国、特に後発開発途上国(LDCs)の中長期的な視点に基づく適応に関する国家計画・戦略・プログラムを指す。カンクン合意で設立したカンクン適応枠組みのもとでそのプロセスが開始された。		○		
NAZCA	Non-State Actor Zone for Climate Action	気候行動のための非国家アクターゾーン	気候変動に対する行動と支援をサポートするプラットフォーム。自治体などの NAZCA 構成員が、自らの気候変動アクションを登録することができ、気候変動アクションの種類や、コミットメントの内容を確認できる。 <a href="http://climateaction.unfccc.int/">http://climateaction.unfccc.int/</a>				○
NDC	Nationally Determined Contribution	自らが定める貢献	パリ協定において、原則全ての国が「自らが定める貢献」(国別目標)として準備、提出、維持及び目標達成に向けて国内措置を講じることが義務付けられた。			○	
NIR	National inventory report	国家温室効果ガスインベントリ報告書	パリ協定の透明性枠組みの下、すべての締約国が透明性枠組みの手続き規則に従い提出する国の温室効果ガスの排出・吸収量目録のことであり、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の2006年温室効果ガスインベントリガイドラインに定義されている。NIRは、BTRの一部として、あるいは単独の報告書として提出することが求められており、第1回NIRは、2024年12月31日までに提出することが求められている(第1回BTRの期日と同様)。			○	

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
NMA	Non-Market Approaches	非市場アプローチ	パリ協定第6条6項に規定されており、市場メカニズム以外の国際的な取り組みのことを指す。			○	
NMM	New Market-based Mechanism	新たな市場メカニズム	市場メカニズムに関するSBSTA議題の1つ。COP17のダーバン合意にて、COPのガイダンスと権限の下で実施され、条約下における先進国の緩和目標や数値目標の一部達成に活用出来る市場メカニズムを定義するとし、COP18までの様式・手順の開発を予定していたが、合意されなかった。パリ協定採択後は議論は行われていないが、議題は閉じられていない(2020年6月のSBSTA52で取り上げる予定)。				○
Non-State Actor	Non-State Actor	非国家主体	国以外の気候変動に取り組む都市や自治体、民間セクターなどを含む主体。COP21の決定にその役割が明記される。				○
NWP	Nairobi Work Programme	ナイロビ作業計画	COP11(2005年)において合意された気候変動の影響やそれに対する脆弱性及び適応に関する5ヶ年作業計画を指す。締約国(特に途上国)における影響・脆弱性・適応の評価及び理解の促進、ならびに適応策を実施する上での十分な情報に基づく意思決定に資することを目的とする。2010年に最終年を迎え、COP16におけるレビューを経て作業の継続が決定。その後、SBSTA40(2014年6月)にて、特に生態系、人間居住、水資源、健康に関連する、取り組みを進めることが合意された。今後は、SBSTA43(2015年11または12月予定)にて、優良事例等の集約を行い、SBSTA44(2016年6月予定)で、地域センターやネットワークの成果が事務局に報告される予定となっている。				○
OMGE	Overall Mitigation in Global Emission	世界全体の排出削減	パリ協定第6条4項(d)において、世界全体の排出量の削減に貢献することが求められている。6条4項の最終合意案では、世界全体の排出量の削減に貢献するために、削減量のうち2%をキャンセルすることになっているが、今後の交渉によって変更の可能性はある。			○	
PA	Paris Agreement	パリ協定	2015年12月12日、COP21にて採択された2020年以降全ての国が参加をする法的拘束力のある国際条約。全29条からなり、長期目標、緩和、適応、損失と被害、資金、技術、能力構築、透明性などで構成される。2016年4月22日より署名を開始。発効条件の55カ国以上、55%以上の排出量(UNFCCCに提出された最新の国別排出量)の批准により、2016年11月4日に発効した。			○	
PCCB	Paris Committee on Capacity Building	キャパシティ・ビルディングのためのパリ委員会	COP21にて設置され、キャパビルの実施に関する現在および将来的なギャップを埋めるべく作業を行う。また、2016年から2020年はCOP21にて決定したキャパビルに関する作業計画の実施状況を監督する。			○	
Periodic Review	Periodic Review of the long-term global goal	長期目標の定期レビュー	COP16(2010年)にて合意した、「地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2°C以内に抑える」との長期目標の妥当性および長期目標の達成に向けた全体の進捗状況の検証プロセス。第1回は2013-2015年に実施され、IPCC第五次評価報告書などを情報源として、専門家対話(SED)を開催し、報告書が作成された。COP21にて、長期目標は、「2°Cより十分低く、1.5°Cに抑える努力をする」と、長期目標達成に向けて早急かつ野心的に行動する必要があることなどを決定。COP25(2019年)にて第二回レビューの範囲と実施スケジュールが合意され、レビューは2020年下半期に開始、2022年に終了し、その間SEDは第一回を2020年11月のSB53にて開催し、2021年11月SB55で終了(全3回)することとなった。またCOP26(2020年11月)において締約国及び非締約国のサブミッションを元にしたPre2020に関する1回限りのラウンドテーブル(RT)の実施と、RT実施後事務局がサマリー報告書を提出すること、同内容は第二回レビューへのインプットとなることが決定された。なおCOP30(2024年11月)にて、GSTやその他プロセスとの重複及びシナジーを考慮し、定期レビュー自体の継続の見直しを検討することも決定した。		○		

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
PoA	Programme of Activities	プログラム活動(プログラムCDM)	単一のプロジェクトではなく、企業又は公的主体が自主的に調整して実施する政策・措置又は目標設定(例えばインセンティブ付与や自主的プログラム)を含む複数のプロジェクトを横断的かつ包括的に実施するCDMの一種。PoAの中で実施される個々のCDMプログラム活動の数には制限がない。	○			
Pre2020	Pre-2020 Ambition and Implementation	プレ2020の野心及び実施	2020年までの締約国(主に先進国)の緩和(GHG排出量削減)における野心と途上国への更なる支援(資金・技術・キャパシティビルディング)の引き上げのための取組み。2011年の強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)から継続して議論されており、技術評価プロセス(TEP)などを通じて、2020年以前の気候行動促進のための高いポテンシャルのある政策や行動・技術などに関する検討も実施されている。各国や条約関連機関による強化された行動の実施に関するインプットをもとに、2018年COP24と2019年COP25にて進捗についてストックテイクを実施(COP23決定)。さらにCOP26(2020年11月)において締約国及び非締約国のサブミッションを元にしたPre2020に関する1回限りのラウンドテーブル(RT)の実施と、RT実施後事務局がサマリー報告書を提出すること、同内容は第二回レビューへのインプットとする(COP25決定)。				○
—	Public registry	公的な登録簿	パリ協定のもとで、自らが定める貢献(NDC)及び適応報告書(adaptation communication)を記録するための公的な登録簿。COP24でその運用・利用に関するモダリティ・手続きが採択された。			○	
QELROs	Quantified Emission Limitation and Reduction Objectives	数量的な排出抑制及び削減目標	京都議定書の附属書Bに記載されている温室効果ガスの削減数値目標。	○			
REDD+	Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries	途上国における森林減少等からの排出削減策(REDDプラス)	COP11(2005年)カナダ・モントリオールで、パプアニューギニア(PNG)等が提案し、パリ行動計画(2007年)の中で検討議題として盛り込まれた。AWG-LCA及びSBSTAの場で、政策措置及び方法論的課題について議論。森林減少及び劣化からの排出抑制をREDDとし、森林炭素蓄積量の保全、持続可能な森林経営、そして森林炭素蓄積量の増大を含む活動をREDDプラスとしている。その後長年に渡る交渉の末、COP19(2013年)ポーランドワルシャワで、REDD+のリザルトベースの支払いに関するルールが一通り完成した(REDD+ワルシャワフレームワーク)。		○	○	

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)	京都議定書第3条3項及び4項に基づいて附属書 I 国の国内で実施される吸収源活動による吸収量を算定・審査して発行される京都ユニットの一つ。	○			
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関	枠組条約に基づいて設立された補助機関。年に2回(COPの時期及び5月~6月)開催される。条約の効果的な実施に向けた評価・検討項目について助言を提供する。				○
SBSTA	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関	枠組条約に基づいて設立された補助機関。年に2回(COPの時期及び5月~6月)開催される。排出量の算定や方法論に関する科学的・技術的な事項について情報・助言を提供する。				○
SCCF	Special Climate Change Fund	特別気候変動基金	COP7(2001年)のマラケシュ合意において、条約の下に設置された基金。適応、技術移転、セクター別対策(エネルギー、運輸、産業、農業、森林、廃棄物管理)や産油国の経済活動の多様化を対象とした支援を行うことを目的とする。地球環境ファンリテイ(GEF)が運営機関で、資金源は任意拠出(欧米諸国が主要ドナー)、規模は3.5億米ドル程度。				○
SCF	Standing Committee on Finance	資金に関する常設委員会	カンクン合意において立ち上げられた委員会。締約国会合(COP)が条約の資金メカニズムに対して持つ4つの機能(①資金配分の調整・一貫性、②資金メカニズムの合理化、③資金の動員、④支援のMRV)を支援する役割を担う。パリ協定に対してもその役割を果たすこととなっている。気候資金に関係した隔年報告書の作成、途上国のニーズ特定、SCFフォーラムの開催などの活動を行う。				○
—	Shared vision	共有のビジョン	AWG-LCAの議題の一つで、条約の究極目標達成に向け、地球全体の排出削減目標を含む長期的な協力的行動のために共有するビジョン。パリ行動計画に基づき、議論が続けられてきたが、2012年ドーハ合意(COP18)にて決着した。1)地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ2℃以内に抑えるためにGHGの排出削減が必要であること、2)締約国の取り組みは衡平性、共通だが差異ある責任、能力に応じ、資金、技術移転、キャバンティビルディングなどの途上国支援に基づき、持続可能な開発への衡平なアクセス、国家の存続、母なる大地の保護を考慮すべきことを決定した。		○		
SIDS	Small Island Developing State	小島嶼開発途上国	気候変動、特に海面上の被害に対して脆弱な、小規模な島国の途上国から構成されるグループ。現在、国連事務局が公表しているSIDSリストには、38の国連加盟国及び複数の非国連加盟国・地域が含まれている。これらの国・地域の多くが小島嶼国連合(AOSIS: Alliance of Small Island States)に参加している。				○
SLCPs	Short-lived Climate Pollutants	短寿命気候汚染物質	二酸化炭素等のGHGに比べ大気中での寿命が短く(数日~数十年)、温室効果を有する大気汚染物質。ブラック・カーボン、対流圏オゾン、メタンが代表的な物質。SLCPs排出削減により、人間の健康、農業、生態系への悪影響を緩和すると同時に、2050年までに温暖化速度を軽減することが期待される。				○

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
SOP	Share of Proceeds	収益の一部	もともと京都議定書におけるCDMで導入された仕組みで、CDMからの収益の一部をCDMの制度運営費用や気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てるもの。CDMIにおいては制度運営費用はCER発行時に金銭が徴収され(0.1又は0.2USD/CER)、適応費用支援についてはCERの2%が徴収され、国連が現金化する。同様の仕組みはパリ協定における6条4項メカニズムにも適用し、引き続き、適応基金への財源とすることが決まっているが、詳細は未定となっている。	○		○	
TC	Transitional Committee	移行委員会	緑の気候基金(GCF)の制度設計を議論する場として、カンクン合意(2010年)において立ち上げられた委員会。メンバーは40名(40カ国の締約国)により構成され、カンクン会合後、ダーバン会合(COP16)に至るまでの1年間に4回開催され、基本設計案を報告書として取り纏めている。同報告書は、COP16で採択された。対立点が残る論点は、GCF理事会の場で議論を継続していくこととなっている。		○		
TEC	Technology Executive Committee	技術執行委員会	2010年にメキシコ・カンクンで開催されたCOP16において設置が決定した技術メカニズムを構成する機関。TECは、技術ニーズのとりまとめや技術開発・移転を促進するための行動の検討・提言を検討するなど、技術メカニズムの方針検討を担う。		○	○	
—	Technology Framework	技術枠組み	パリ協定の下、技術メカニズム(技術執行委員会及び気候技術センター・ネットワーク)に対してガイダンスを与える枠組み。			○	
TEMs	Technical Expert Meetings	技術専門家会合	ダーバン特別作業部会(ADP)において、2020年以前の取り組み強化、特に緩和ポテンシャルの機会についての技術的検討を行う会合。COP20にて2014年以降の継続が決定した。				○
TEP	Technical Examination Process	技術評価プロセス	COP21において設立された2020年までの野心向上プロセス。技術専門家会合(TEMs)の開催を通じて、情報共有や優良事例の特定、協力活動の促進。年に一度のハイレベル会合の開催など、緩和に加え、適応についても対象とする。				○
TER	Technical Expert Review	技術的専門家審査	パリ協定の透明性枠組みの下、途上国が提出する情報と、透明性枠組みの手続き規則との統一性の審査のこと。また、同審査では、第4条に基づき各国が実施するNDCの実施・達成の進捗状況の検討、各国により提供された支援、13条の実施に関して改善すべき箇所特定、柔軟性を適用する途上国の能力構築のニーズの特定支援も行う。			○	
TM	Technology Mechanism	技術メカニズム	2010年にメキシコ・カンクンで開催されたCOP16において設置が決定した。技術開発・移転に関するニーズ、政策及び技術的な問題の分析等を提供する技術執行委員会(TEC)と途上国からの要請を実行する気候技術センター及びネットワーク(CTCN)から構成される。TECは2011年、CTCNIは2013年より活動を開始した。		○		
—	Transparency Framework	透明性枠組み	透明性の向上を目的として、先進国・途上国に対し共通なルールに基づいて情報の定期的報告とレビューを行う枠組み。各国は排出量目録や国別目標の進捗状況、適応に関する情報、先進国及びそれ以外についても支援に関する情報を提供する。提供された情報は技術専門家レビュー・多国間検討の対象となる。異なる能力を考慮した柔軟性についても考慮が行われる。			○	

COP用語集(COP25後版) (編集作成:公益財団法人 地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域)

略語	英語正式名称	日本語訳	主な内容	京都議定書関連	カンクン合意関連	パリ協定関連	その他
TTE	Team of Technical Experts	技術専門家チーム	途上国に対する測定・報告・検証(MRV)制度のうちの検証制度の一部であるICAのうち、Technical Analysis(技術分析)を実施する専門家チーム。カンクン合意(2010年)以降具体化が進み、ダーバン合意(2011年)でガイドラインが策定され、ワルシャワ(2013年)で具体的なチーム構成方法が決定された。カトヴィツェ合意(2018年)により、隔年透明性報告書(BTR)に対する技術的専門家審査(TER)チームに代替される。				○
UFI	Upfront Information	事前情報	約束草案(INDC)提出時に含める事前情報。含むことができる情報としては、参照値(基準年等)、約束期間、対象範囲・カバー率、目標を計画するプロセス、人為的温室効果ガスの排出量、あるいは吸収源の推定・計上をするための前提や手法など定量化可能な情報、及び自国の約束草案が、公正で野心的なものになっているか、また、枠組条約の目的にどのように貢献するかについての説明。				○
UG	Umbrella Group	アンブレラ・グループ	米国、豪州、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、ウクライナおよび日本などから成る交渉グループ。日米加などによるJUSCANZグループがCOP3後に拡大したもの。他にベラルーシ、カザフスタン、アイスランド、イスラエルがメンバー。				○
UN Regional Groups	United Nations Regional Groups	国連地域グループ	アフリカ、アジア太平洋、東欧、ラテンアメリカ・カリブ海、西欧・その他の5つの地域グループ。COP、CMA議長国は各グループが持ち回りで、グループ内の立候補により担当する。日本はアジア太平洋グループに所属。				○
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約	温室効果ガスの排出増加による地球規模の気候変動に対応するための枠組みを規定した条約。1992年5月に採択、1994年3月に発効。				○
WIM	Warsaw international mechanism for loss and damage associated with climate change impacts	ワルシャワ国際メカニズム	気候変動の影響による損失と被害に対処するための制度。COP19(2013年)に、カンクン適応枠組み(CAF)の下に設立することに合意。COP22(2016年)で制度の位置づけの再検討を行った。		○		

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 編

国際交渉にて用いられる全用語は記述されておらず、使われる文脈や時期によって、解釈が異なる場合もあります。転載・引用する場合、出所を明記してください。明記せずに転載・引用することは固くお断りします。編者及びIGESは本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任は負いません。本資料における訂正事項、ご意見等につきましては、ce-info@iges.or.jpまでご連絡ください。本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。本用語集は、国連気候変動枠組条約及び京都議定書にて用いられる専門用語について、わかりやすく説明することを目的としています。Copyright 2019 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.